

令和 7 年度からの金沢区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和 7 年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ 2 4 株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4 月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30 分までごとに 300 円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3 月から 4 月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

1 開庁時間帯の利用料金の改定

(1) 改定内容

| 現行料金 | 改定後 |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| 8 : 00 ~ 20 : 00 30 分 / 200 円 | 8 : 00 ~ <u>22 : 00</u> 30 分 / 200 円 |
| 20 : 00 ~ 8 : 00 60 分 / 100 円 | <u>22 : 00</u> ~ 8 : 00 60 分 / 100 円 |
| 土・日・祝日当日最大料金 1,500 円 (24 時切替) | 土・日・祝日当日最大料金 <u>800 円</u> (24 時切替) |

※その他、夜間最大料金 (20 : 00 ~ 8 : 00 最大 300 円) は廃止いたします。

(2) 改定理由

- ・周辺駐車場状況等を勘案し、夜間料金の切り替わり時間を見直し
- ・休日の利用促進を図るとともに、料金体系をより利用者にわかりやすくするため

2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和 7 年 3 月 ~ 4 月 (具体的な日程について事業者と調整中)

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3 月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版 3 月号で周知を図ります。

担当 市民局地域施設課 細谷、相澤
TEL : 671-2086 FAX : 664-5295
E-mail : sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

自治会・町内会長 様

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和7年度予算議決後に確定します。

| 広報紙名 | 発行月 | 謝金額（1部あたり） |
|-------------|-------------------------|------------|
| 「広報よこはま」 | 毎月 | 9円 |
| 「県のたより」 | 毎月 | 8円 |
| 「ヨコハマ議会だより」 | 令和7年5月、8月、12月 令和8年2月 | 4円 |

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。）

※皆様にできるだけ早く広報紙をお届けするため、効率的なルートで配送をしております。そのため、配送日の指定は、お受けいたしかねます。

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

お支払い前(令和7年9月と令和8年2月)に配布部数を確認(はがきを送付予定)させていただきますので、毎月の配布部数の記録等をお願いいたします。

※公金支出のため、はがきには正確な部数を記載し、必ず期日までに返送していただくようお願いいたします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

金沢区区政推進課広報相談係 Tel788-7722 FAX784-9580

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。添付の「変更連絡票」をFAX送信していただいても結構です。

(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様によくお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：金沢区区政推進課広報相談係

Tel788-7722 FAX784-9580

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

【広報紙配布担当者様又は配布部数に変更となる際にご利用ください】

FAX 784-9580
金沢区広報相談係あて

年 月 日
報告者お名前：
TEL：

広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより

変更連絡票

| | |
|----------|--|
| 自治会・町内会名 | |
|----------|--|

(1) 配布先・担当者の変更

| | |
|--------|-----|
| 旧担当者氏名 | |
| 新担当者氏名 | |
| 配布先住所 | 金沢区 |
| 電話番号 | |

(2) 配布部数の変更

| 変更部数 | 理由 |
|-------|----|
| 部から 部 | |

※ 毎月10日締めです。

10日までにご連絡いただければ、当月末の配送に間に合います。

担当：金沢区役所区政推進課広報相談係
TEL:788-7722 FAX:784-9580

(別紙 4) 令和 7 年国勢調査実施に伴う御協力の
お願いについて
参照

(別紙5) 令和7年民生委員・児童委員及び
主任児童委員候補者の推薦について
参照

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

| 課題 | 取組の方向性 | 取組状況 |
|--------------|---------------------------------|---|
| 負担軽減 活動支援 | 業務量を軽減する取組 | <u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~) |
| | 就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組 | 活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。 |
| | 未経験の方でも安心して活動が始められるための取組 | <u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u> |
| 人材確保 | 自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組 | 一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。 |
| 推薦事務の改善 | | 候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。 |

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

| | 取り組むべき課題 | 取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの) | 具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの) | 実施予定年度 (※) | No. | 取組状況 (R7.2現在) |
|---|-------------------------------|---|---|---|-----|---|
| <p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない | <p>業務の見直し・効率化</p> | <p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p> | <p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p> | R7 | 1 | R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施 |
| | | <p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p> | <p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p> | R6 | 2 | 生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1～) |
| | | <p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p> | <p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p> | R7 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開 |
| | | <p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p> | <p>モデル地区で導入、全区展開</p> | R7 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始 |
| | <p>補助人員を導入する</p> | <p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p> | <p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p> | R7 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討 |
| | | <p>・出席会議の整理</p> | <p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p> | R6 | 6 | 一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7～) |
| | <p>活動のサポート強化</p> | <p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p> | <p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p> | R7 | 7 | 市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 |
| | | <p>・夜間休日のサポート方法の検討</p> | <p>区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p> | 今後取組予定 | 8 | 一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中 |
| | <p>地区民児協の運営支援</p> | <p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p> | <p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p> | R7 | 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定 |
| | | <p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p> | <p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p> | 今後取組予定 | 10 | 検討中 |
| | <p>地域との連携によるサポート強化</p> | <p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p> | <p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p> | R7 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中 |
| | | <p>・活動費の増額</p> | <p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p> | R6 | 12 | 実施済 |
| | <p>活動費等の見直し</p> | <p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p> | <p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p> | 今後取組予定 | 13 | 検討中 |
| | | <p>活動と生活の明確な線引き</p> | <p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p> | <p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p> | R6 | 14 |
| | <p>・通信手段の検討</p> | | <p>業務用携帯電話の導入などの検討</p> | 今後取組予定 | 15 | 検討中 |

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

| 取り組むべき課題 | 取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの) | 具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの) | 実施予定年度 (※) | No. | 取組状況 (R7.2現在) |
|---|----------------------------|---|---|--------|---|
| 人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる | 「民生委員は大変」というイメージの払拭 | ・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報 | 民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報 | R6 | 16 ・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中 |
| | 地域住民との共通理解 | ・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布 | 民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報 | R6 | |
| 人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない | 担い手確保の仕組みづくり | ・候補者の新たな発掘先の検討 | 現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討 | 今後取組予定 | 18 検討中 |
| 推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要 | 手続きの簡素化 | ・再任手続きの簡素化 | 再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする | R7一斉改選 | 19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中 20 同上 |
| | | ・推薦時の様式の簡素化 | 様式の更なる簡素化 | R7一斉改選 | |
| | 推薦要件緩和 | ・居住要件など推薦要件の緩和の検討 | 居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討 | 今後取組予定 | 21 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている |

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

金沢区地区連合自治会町内会会長 様
金沢区自治会町内会会長 様

金沢区福祉保健課長

民生委員一斉改選に向けての各地区定例会での出張説明について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より民生委員・児童委員、主任児童委員（以下「民生委員」）の活動にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、令和7年12月の民生委員の一斉改選に向け、各地区の定例会に福祉保健課職員が伺い、改めて民生委員の役割等をご説明させていただきたく、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 訪問日時・場所等

別添のとおり

2 説明時間

こちらからの説明は10分程度ですが、質疑応答を含め15分程を予定しています。

3 説明者（出張者）

福祉保健課長、運営企画係長

4 その他

（1）民生委員一斉改選（令和7年12月）の正式な区連会での依頼は、令和7年5月予定です。

（2）来年度以降、町内会長の交代等で再度の出張説明が必要な場合は、是非ご相談願います。

担当 金沢区役所福祉保健課

運営企画係

池村、山木、中村

電話 788-7820 FAX 784-4600

民生委員一斉改選に向けた各地区定例会出張説明日程（案）

| | | | | | |
|--------|------|------------|-------------|------------|------------|
| 2 月 | 2/22 | 土 | 能見台 17:00 | 富岡第三 18:00 | 富岡第一 19:00 |
| | | | 能見台 CP | 富岡 CP | 富岡ふれあいハウス |
| | 2/23 | 日 | シーサイド 14:00 | 富岡第二 17:00 | 釜利谷 19:00 |
| | | | 連合自治会館 | 富岡会館 | 連合町内会館 |
| | 2/25 | 火 | 六浦 16:00 | 六浦西 18:30 | |
| | | | 瀬戸町内会館 | 南川町内会館 | |
| 2/27 | 木 | 金沢中部 18:00 | | | |
| | | 泥亀町内会館 | | | |
| 3 月 | 3/22 | 土 | 金沢東部 15:00 | 六浦東 17:00 | |
| | | | 谷津坂会館 | もりのお茶の間 | |
| | 3/24 | 月 | 金沢南部 18:30 | | |
| | | | 金沢町町内会館 | | |
| | 3/29 | 土 | 金沢 18:15 | | |
| 連合町内会館 | | | | | |



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。

区内で216の方が活動しています。

○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。

地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。区内で29の方が活動しています。

民生委員・児童委員と主任児童委員は、地域で連携して活動をしています

現員数一覧（令和6年12月1日現在）

| | 定数 | 現員数 | 欠員 | 充足率 |
|-----------|-----|-----|----|-------|
| 民生委員・児童委員 | 249 | 216 | 33 | 86.7% |
| 主任児童委員 | 32 | 29 | 3 | 90.6% |
| 合計 | 281 | 245 | 36 | 87.2% |

【民生委員・児童委員の活動】

○高齢者等の見守り活動

ご自宅へ訪問したり、町でお会いした時に声掛けしたりしています。毎年、希望があった新規のひとり暮らし

高齢者等宅へ訪問しています。



○介護保険、生活保護の申請の援助

どこで手続きをすればいいのかなどで困っている方を区役所の担当部署や地域のケアプラザにおつなぎしています。

○各地区での定例会や行事への参加

地区ごとに定例会を開催し、情報交換や情報共有をしています。また、地域によっては地区でのサロンやお祭りなどの行事、小学生の登下校時の見守りなどの行事に参加しています。



○研修会や意見交換会への参加

区や地域で企画・開催する研修会などに参加し、専門知識や地域の資源などを学ぶ機会がたくさんあります。

【主任児童委員の活動】

○学校関係者などとの連絡調整

子育て支援、児童虐待や引きこもり相談などについて、関係機関（学校、区こども家庭支援課、児童相談所等）、との連絡・調整を行います。

○子育て支援活動等

子育てサロン、子ども食堂、学習支援などに協力しています。



【民生委員活動ではないこと（例）】

次のようなことは民生委員の役割ではありません。対応に困る相談がありましたら、関係機関又は福祉保健課へご相談ください。

- 「となりの音がうるさい」 → ご近所トラブルの仲裁はできません。
「ごみ出しのマナーが悪い」
- 「保証人になってほしい」 → 住まいを借りる、入院する、お金を借りる
ときのなどの保証人にはなれません。
- 「家の鍵を預かって」 → 身の回りの世話（掃除、買物、料理、ごみ出し
「電球を交換して」 病院への付き添いなど）はできません。
「外出時の着替えを手伝って」

■ 民生委員・児童委員さんの声 ■



一人暮らしの高齢者宅へ、様子をうかがうために訪問しています。「訪問してくれるのが楽しみ。」と言っていたが、私自身も嬉しい気持ちになりました。

民生委員・児童委員の活動を始めてから、地域の行事にも参加するようになりました。近所の子どもたちからも近頃あいさつされるようになり、やりがいを感じています。



地方に住んでいる息子さんから「一人暮らしの母のことが心配なので時々声掛けをしてほしい」と相談がありました。できる範囲ではありますが、少しは社会の役に立っているかなって感じています。

【身分】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【年齢要件】

○民生委員・児童委員：新任、再任・元職 74 歳まで

※R7.12.1 一斉改選以降は、年齢要件の特例ができます。

○主任児童委員：新任 58 歳まで、再任・元職 64 歳まで

【居住要件】

○原則、担当地域内に居住する方

【任期】

○1 期 3 年（再任可能）

【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【推薦について】

○民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。選出にあたっては、自治会・町内会などからの推薦が必要になります。

■ 民生委員・児童委員になったきっかけ ■

⇒以前から町内会活動に参加していたのですが、町内会長から再三お願いされ、やってみようかなって気持ちになりました。

⇒町内会の役員、前任の民生委員から熱心な勧誘を受け、仕事はしていたのですが、できる範囲でならと、お受けすることにしました。

⇒民生委員の仕事は、よくわからなかったのですが、介護のことや社会の勉強にもなるかと思いチャレンジしてみました。

⇒何度もお願いされ、断り続けていたのですが、誰かがやらねばと思い、一大決心しました。

⇒福祉関係の仕事をした経験からお誘いを受けました。知人が民生委員をしており、その方の誘いもあってお引き受けしました。

⇒前任の民生委員さんがとてもしっかりされていて、何も知らない私に務まるかと不安でしたが、しばらくは一緒に活動していただけると約束いただき、はじめてみました。



■ まさか私が民生委員に!?! かなざわ みんじ 金沢 民二 さんが民生委員になるまで ■

きっかけ編 はじめの一步は興味から

1 そろそろ子育ても落ち着いてきたし退職前に地域で何か始めたいと思っていた民二さん

2 参加してみると近所の人もたくさんいて…

3 仲間ができると楽しくて長く続けることができました

4 作ったそばは、地域の方々に参加する屋食会で振る舞っています

5 これが民二さんが地域でボランティア活動を始めるきっかけでした

お誘い編 まさか私が民生委員に!?!

1 ボランティア活動を通じて町内会長や地域で活躍している皆さんとも顔見知りになってきました!

2 知り合った民生委員から活動の話を聞くことも

3 そんなある日、町内会長からお誘いが…

4 5人以上の地域の人で民二さんを民生委員候補に推薦します

5 こうして民生委員になった民二さん最初は心配もありましたが、大切な役割を担う活動に、今は楽しさとやりがいを感じています

イラストは栄区福祉保健課提供

民生委員全員で ONE TEAM、楽しく活動しています。

活動で不安なことがあれば、先輩民生委員や区役所職員がしっかりとサポートします!!



いきいきフェスタ参加時の様子



全員意見交換会の様子

【問い合わせ】

金沢区福祉保健課 kz-minjikyo@city.yokohama.lg.jp
電話：788-7820 FAX：784-4600

令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 7 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和 7 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 7 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料 1 参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ 1 台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和 6 年 3 月から実施した補助制度を令和 7 年度も実施します。（資料 2 参照）

4 添付資料

別紙 令和 7 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料 1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料 2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

| | |
|--|--|
| (防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp | (地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp |
|--|--|

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

| | 補助内容等（下線部：変更点） | 申請時期・窓口 | 案内時期 () 内：問合せ先 |
|---|---|------------------------------------|--|
| 補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金 | 自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 20 万円</u> ※資料 1 参照 | 4～10 月末 事務委託事業者 | 3 月市連会・区連会 （4 月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課） |
| 上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金 | 自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u> | 4～7 月末 区地域振興課 | 3 月市連会・区連会 （区地域振興課） |
| 上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金 | 自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり） | 4～6 月 区地域振興課 | 3 月市連会・区連会 （区地域振興課） |
| 補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 | 自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料 2 参照 | 4～9 月末 事務委託事業者 | 3 月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課） |
| 例年同 地域防犯灯維持管理費補助金 | 自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200 円（年、定額） | 4～6 月 区地域振興課 | 3 月市連会・区連会 （区地域振興課） |
| 例年同 自治会町内会館整備費補助金 | 昨年、7 年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1 m ² あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等 | ※8 年度整備に向けた事前申出 4～6 月 区地域振興課 | 4 月市連会・区連会 （区地域振興課） |
| 例年同 町の防災組織活動費補助金 | 町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1 世帯 160 円） | 4～6 月（予定） 区総務課 | 4 月区連会 （区総務課） |

※LED 防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5 月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3 月に案内）

※令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取り組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

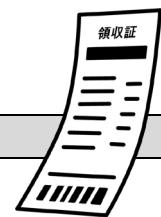
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。



6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

| 補助対象事業（取組）の例 | 補助対象事業（取組）の具体例 |
|-----------------------|---|
| ①防犯パトロールの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入 |
| ②防犯啓発グッズの作成・購入 | <ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成 |
| ③センサーライト等の灯りの整備 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p> |
| ④その他防犯設備機器の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p> |
| ⑤防犯講座の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入 |
| ⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定 |

7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

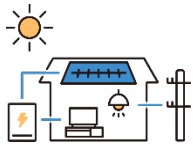
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

| | 質 問 | 回 答 |
|-----|-----------------|--|
| (1) | 不明点はどこに問合せればよいか | 今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。 |
| (2) | 申請の提出方法は | 4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。 |

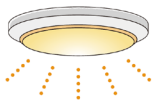



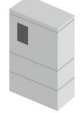
| | | |
|-----|-----------------------------|---|
| (3) | 領収書の写しの添付は省略できるのか | 国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。 |
| (4) | 防犯カメラの設置に使えるのか | 利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。 |
| (5) | 自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか | 利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。 |
| (6) | お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか | お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。 |
| (7) | 実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る | 地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。 |
| (8) | 予算が不足することはないのか | 予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。 |
| (9) | 令和8年度以降も続く制度か | いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。 |



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

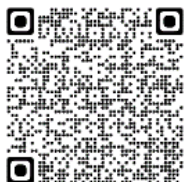
省エネ設備の導入補助 実施予定

| ■対象製品 | | |
|--|--|--|
| LED 照明器具 | エアコン | 断熱窓など |
|  補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品) |  補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品 |  断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。 |
| ■対象団体 | | |
| 会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。 | | |
| Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？ | | |
| A:ご利用いただけます。 | | |

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和 6 年 8 月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体 15 者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

| No | 事業者・団体名 | 自治会町内会向けツール・サービス |
|----|---|--------------------------|
| 1 | 株式会社タウンニュース社 | ホームページ作成支援 |
| 2 | アニバーサリーコンシェル株式会社 | 自治会町内会向けスマートフォンアプリ |
| 3 | 小田急電鉄株式会社 | |
| 4 | 株式会社シーピーユー | |
| 5 | 大東建託株式会社 | |
| 6 | 株式会社フィールド | |
| 7 | 株式会社ワンベルウッズ | |
| 8 | 三愛電子工業株式会社横浜技術センター | 高齢者向け情報受信端末 |
| 9 | PayPay株式会社 | 会費等のキャッシュレス決済 |
| 10 | 株式会社ブループリント・システムズ | 自治会町内会館の鍵貸出リモート管理 |
| 11 | 株式会社ネオジャパン | スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案 |
| 12 | 株式会社アイティサーフ | デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング |
| 13 | 特定非営利活動法人ILove つづき | |
| 14 | 特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY. | |
| 15 | <small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社 | |

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

金沢スポーツセンターの再開予定について
資料なし

不用品回収サービスの トラブルに注意!

ネットで「2トントラックに詰め放題4万5千円」という
広告を見て、不用品の回収を依頼したが、作業終了後に
約40万円を請求された。納得できない。

(相談者：50歳代 女性)

不用品回収を依頼する際は、事前に見積りを取り、料金
や作業内容を確認しましょう。

荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合も
あるので、広告どおりの金額とは限りません!

⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 市のごみと資源物の分け方・出し方を確認する!
- ✓ 市以外に不用品の処分を依頼する場合は、
「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に依頼する!
(市HPで確認)
- ✓ 見積りや内容に納得ができない場合は、きっぱり
断る!



連合自治会町内会 会長 様

令和7年度共同募金運動への協力依頼について

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の9割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申しあげます。また、令和7年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1 依頼事項

令和7年度共同募金運動への自治会・町内会を通じた戸別募金へのご協力

2 実施時期

令和7年10月1日から12月31日まで

3 目標額

¥26,310,000-

(内訳) 広域計画分 ¥ 9,810,000-

地域計画分 ¥ 16,500,000-

※一世帯あたり目安額 390円

(令和6年度同額 具体的な協力依頼は別途行います)

4 添付資料

- (1) 赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績
- (2) 令和6年度共同募金実績 (中間報告)

横浜市金沢区社会福祉協議会内

担当：古谷野・安田・麻生

TEL 788-6080

FAX 784-9011

赤い羽根共同募金

寄付と配分のしくみと実績

<参考>

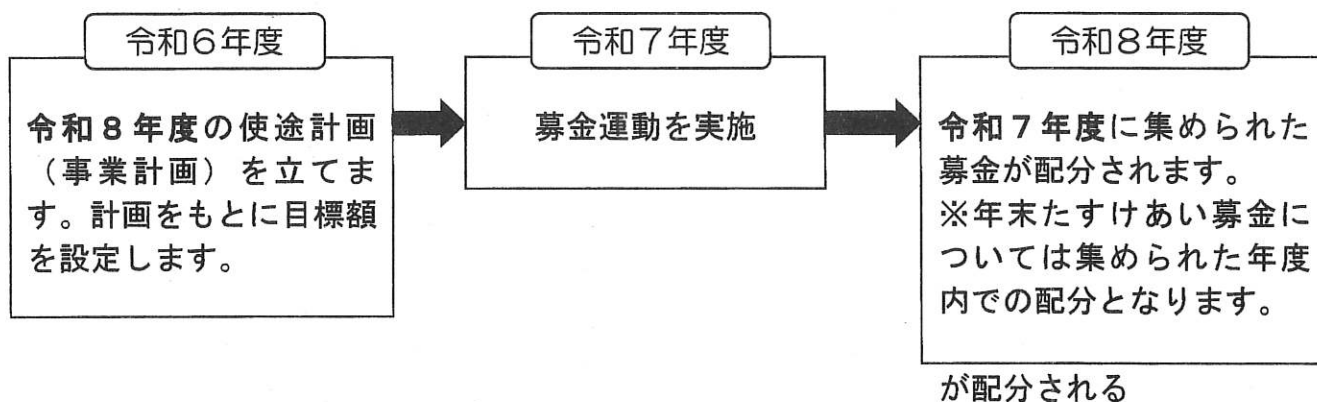


全国一斉に行われる共同募金運動は都道府県単位で行われており、神奈川県では、「社会福祉法人 神奈川県共同募金会」が運動を呼びかけています。

神奈川県共同募金会は、市区町村に支会を設置しており、横浜市では共同募金会横浜市支会と18区ごとの共同募金会各区支会が活動しています。

1. 共同募金とは

共同募金は使途計画を考え、目標額（広域計画分・地域計画分）を立てて行う、計画募金です。



【募金の種類】

| 一般募金（運動期間 10月1日～12月31日） | | 年末たすけあい募金 （運動期間 12月1日～31日） |
|--|---|---|
| 広域計画分目標額 | 地域計画分目標額 | |
| 神奈川県共同募金会から「県内の社会福祉施設・社会福祉団体等」に施設整備や備品取得、または、事業運営費の経費として配分を行うための募金目標額です。 | 神奈川県共同募金会から「市・区社会福祉協議会に配分」され、地域福祉推進事業を行うとともに、社会福祉活動団体等へ配分を行うための募金目標額です。 | 神奈川県共同募金会から「各区社会福祉協議会に配分」され、 <u>要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体、障害者地域作業所等へ配分</u> を行うための募金目標額です。 |

2. 募金実績（令和5年度）

（1）神奈川県全体に占める横浜市内（横浜市支会・18区支会）の実績

横浜市内の実績は3億4,713万1,993円でした。

| | 横浜市内 | 県全体 |
|--------------|-------------|-------------|
| 一般募金（円） | 222,017,842 | 644,499,181 |
| 県全体に占める割合 | 34.45% | 100% |
| 年末たすけあい募金（円） | 125,114,151 | 324,937,675 |
| 県全体に占める割合 | 38.50% | 100% |
| 募金総額（円） | 347,131,993 | 969,436,856 |
| 県全体に占める割合 | 35.81% | 100% |

（2）横浜市内（横浜市支会・18区支会）の募金実績

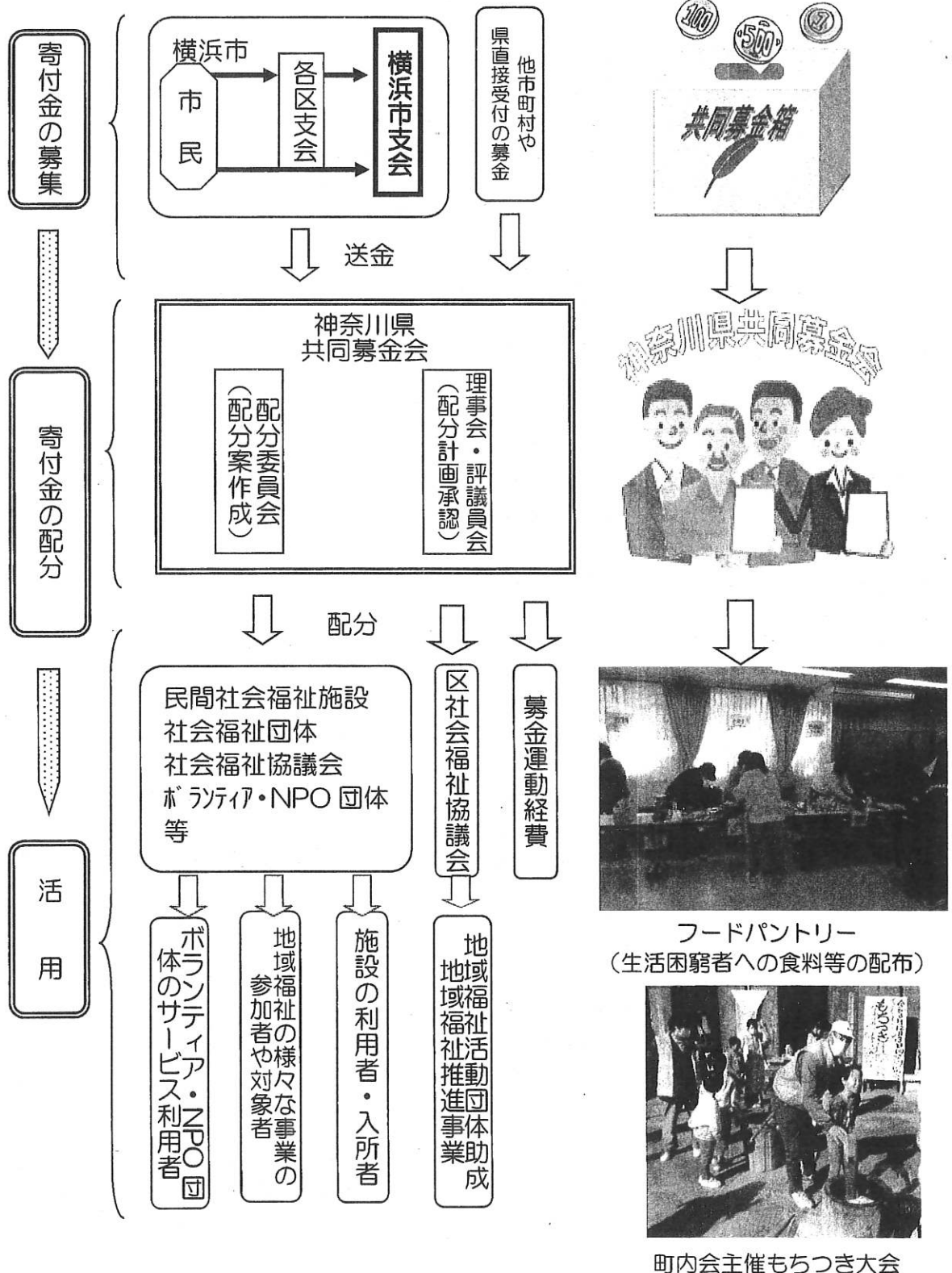
<横浜市内募金種別実績>

(単位：円)

| 募金種別 | 一般募金 | | 年末たすけあい募金 | |
|--------|-------------|----------|-------------|----------|
| | 実績額 | 全体に占める割合 | 実績額 | 全体に占める割合 |
| 戸別募金 | 188,732,431 | 85.01% | 122,073,785 | 97.57% |
| 街頭募金 | 7,587,650 | 3.42% | 41,486 | 0.03% |
| 法人募金 | 6,968,919 | 3.14% | 396,360 | 0.46% |
| 職域募金 | 5,479,145 | 2.47% | 569,336 | 0.47% |
| 校内募金 | 1,027,800 | 0.46% | 79,821 | 0.06% |
| イベント募金 | 1,659,916 | 0.69% | 0 | 0.00% |
| その他 | 10,561,981 | 4.76% | 1,953,363 | 1.56% |
| 合計 | 222,017,842 | 100.00% | 125,114,151 | 100.00% |

3. 寄付金の流れ

- ①皆様から区支会にお寄せいただいた募金は、一旦全額が県共同募金会に送金されます。
- ②県共同募金会では、地域の代表者の方からなる配分委員会で配分案を作成し、理事会・評議員会の承認を得て申請団体への配分を決定します。
- ③その配分決定に基づき、申請団体に配分され、施設の整備や様々な地域福祉事業、市民活動サービスの経費の一部として役立てられます。また、募金の一部は県共同募金会から社会福祉協議会に配分され、社会福祉協議会の行う地域福祉推進事業や、地域福祉活動団体助成を行うための財源の一部として役立てられます。



4. 寄付金の使途

令和4年度にお寄せいただいた一般募金は令和5年度に配分されました。横浜市内では、社会福祉施設や社会福祉活動団体・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に次のとおり配分されました。年末たすけあい募金は寄付をお寄せいただいた年度に配分されるため、令和5年度にお寄せいただいた募金を掲載しています。

| | 使途 | 具体的な使途内容 | 横浜市内の配分額 (円) |
|----|--------------------------|---|--------------|
| ① | 地域独自の福祉推進のための社会福祉協議会活動資金 | 地区社協活動助成 地域福祉活動団体助成 在宅福祉団体活動助成 当事者団体活動助成 障害者交流事業 障害児余暇支援事業 広報啓発宣伝事業(福祉大会の開催、広報紙作成、ホームページ管理運営) 小災害見舞金事業 等 | 113,336,014 |
| ② | 社会福祉施設の整備 | 車両購入 建物・外壁改修工事 園庭改修 等 | 54,950,000 |
| ③ | 地域活動支援センター・共同生活援助施設の整備 | 車両購入 作業訓練用備品購入 厨房機器購入 等 | 2,950,000 |
| ④ | 社会福祉団体の活動支援 | 研修会・講演会開催事業 広報誌発行事業 交流会事業 等 | 26,770,000 |
| ⑤ | 非営利型在宅福祉サービス団体の活動支援 | 家事介護支援団体活動費 | 11,830,000 |
| ⑥ | 共同募金運動実施の資金 | 共同募金運動実施に必要な経費 | 27,460,000 |
| 合計 | | | 228,532,779 |

| | | |
|--------------------------------------|---|------------|
| 令和5年募金(令和5年配分) 年末たすけあい (区社協配分) | 要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体(地区社協、配食サービス団体、ボランティア、地域障害者団体)、障害者地域作業所等への配分 | 59,810,244 |
|--------------------------------------|---|------------|

| | | |
|---|--|------------|
| 令和4年募金(令和5年配分) 上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、たすけあい福祉資金、中央競馬馬主社会福祉財団等の助成金や企業などの指定寄付から、横浜市内の社会福祉施設・団体に配分されました。 | | 36,145,733 |
|---|--|------------|

共同募金に関する問い合わせ先
 神奈川県共同募金会 横浜市支会
 電話：201-8617

防災・減災討論会

金沢区民皆で考えよう 被災時のいのち

首都直下地震、南海トラフ巨大地震などの巨大災害の発生が想定されるなか、個人・家族や地域での備えがより一層重要となっています。本討論会では、皆様が実際に被災したときに役立つ知識や被災前の備えについて、様々な立場の方からお話しを伺い、被災時の私たちのいのちについて具体的に考えます。

2025

日時

3/8(土) 13:00 ~ 15:45

会場

関東学院大学金沢八景キャンパス
3号館201教室
(+オンライン配信)

入場
無料

第1部 基調講演 13:05 ~ 14:05

岡本正先生

「被災したあなたを助けるお金とくらしの話
～生活再建のための法律知識の備え～」

休憩(10分)

講師

岡本正



銀座パートナーズ法律事務所
弁護士・博士(法学)・気象予報士
東日本大震災をきっかけに「災害復興法学」を
創設し全国で防災教育を展開。代表著書に『災
害復興法学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』『被災したあなたを助
けるお金とくらしの話増補版』等。

第2部 金沢区での防災・減災活動 14:15 ~ 15:10

横浜市金沢区総務課危機管理・地域防災担当 係長

① 小菅 翔大 様「金沢区の防災に関する取組」

金沢区地域防災拠点連絡協議会 副会長

② 白井 益弘 様「並木地区の防災・減災活動について」

金沢区民生委員児童委員協議会 会長

③ 寺木 好子 様「民生委員・児童委員としての災害時の支え合い」

NPO法人金沢ひだまりの家 元理事長

④ 青木 保子 様「逃げ遅れる人々」

質疑応答

15:10 ~ 15:40

オンラインから参加希望の方はこちらから
申し込みをお願いします →



【主催・共催】



【お問い合わせ先】

関東学院大学理工学部土木学系
防災水工学研究室
TEL: 045-786-7146
E-mail: fukutani@
kanto-gakuin.ac.jp

令和7年国勢調査実施に伴う御協力のお願について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いするとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

【地区連長へのお願い事項】

・御承知おきください。

⇒3月中旬に別紙「令和7年国勢調査調査員推薦のお願い」等を3月配送ルートでお送りする予定です。

・2月の地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

⇒上記依頼への御対応について、情報提供をお願いします。

【単位会長へのお願い事項】

・調査員の御推薦をお願いします。

・「調査員推薦承諾書」及び「調査員推薦名簿」の御提出をお願いします。

1 調査の概要について

(1) 調査の目的

統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査です。国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査期日

令和7年10月1日午前零時

(3) 調査の対象

令和7年10月1日現在、金沢区内に居住するすべての人及び全世界帯
(金沢区約1,660調査区、約90,000世帯)

(4) 調査員の主な仕事

| | |
|---------------|--------------------------|
| 9月上旬 ～ 9月中旬 | 調査員説明会への出席 ※1 |
| 説明会后 ～ 9月19日 | 担当調査区の範囲確認、調査書類配布準備等 |
| 9月20日 ～ 9月30日 | 『インターネット回答依頼書』及び調査票の世帯配布 |
| 10月1日 ～ 10月3日 | 『回答確認リーフレット』の世帯配布 |
| 10月1日 ～ 10月8日 | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| 10月中旬 ～ 10月下旬 | 調査書類の提出、調査票未提出世帯への督促 ※1 |

※1 区役所から指定させていただきます。

(5) 任命期間

9月1日から10月31日までの2か月間

※ 横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。

(6) 前回調査との主な変更点

・ 調査スケジュールの見直し

調査書類の配布期間に土日が2回含まれて調査活動がしやすくなっています。

・ 調査書類の配布方法について

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来(※)の調査方法にすることが総務省から示されています。

・ 調査書類の配布方法の見直し

世帯と面接することが困難と見込まれる場合、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布できるようになります。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

(7) 調査員報酬（前回実績額）

- ・ 1調査区で 42,000 円程度
- ・ 2調査区で 78,000 円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べて報酬は増額見込みです。

2 調査員御推薦について

(1) 担当する業務・調査区数等

- ・ 調査区内の居住世帯に対して、調査書類の配布などを行っていただきます。

- ・調査員の方には一人当たり原則、2調査区を担当していただきます。
- ・調査員数は金沢区で約1,000人程度となる見込みです。

(2) 調査員の推薦にあたっての要件

- ア 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- イ 原則として20歳以上の方（令和7年9月1日時点）
- ウ 秘密の保護に信頼をおける方
- エ 選挙・警察に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

(3) 調査員の推薦にあたっての書類

自治会・町内会長様宛に、**別紙**「令和7年国勢調査調査員推薦のお願い」等を3月配送ルートでお送りする予定です。

調査員の御推薦の程、どうぞよろしくお願ひします。

3 その他

- (1) 令和7年国勢調査の調査区は、概ね国の定めたルールに基づいて設定しております。従って、調査区の境界線と自治会・町内会の範囲は必ずしも一致しておりません。
一部の地域では、ご担当いただく調査区が他の自治会・町内会の範囲にまたがる場合もございますので、予めご了承ください。
- (2) ご担当いただく調査区によって、世帯数にばらつきがございますので、予めご了承ください。

4 添付資料

- (1) 令和2年推薦依頼人数一覧
- (2) **別紙**令和7年国勢調査調査員推薦のお願い 等

問合せ 金沢区役所総務課統計選挙係
電話：788-7712～3
FAX：786-0934

令和2年国勢調査員推薦依頼人数等一覧
【※令和7年度に依頼する人数とは異なります。】

| 通番号 | 自治会町内会名 | R2 | |
|--------------------------|--------------------|--------|------|
| | | 依頼調査員数 | 調査区数 |
| ①富岡第一地区連合町内会 | | 39 | 70 |
| 1 | 青砥町内会 | 12 | 21 |
| 2 | 椿ヶ丘町内会 | 11 | 21 |
| 3 | 鳥海ヶ丘町内会 | 6 | 11 |
| 4 | 日生鳥見ヶ丘町内会 | 2 | 4 |
| 5 | 東芝杉田コーポ自治会 | 2 | 3 |
| 6 | 富岡梅林自治会 | 2 | 3 |
| 7 | みづぎヶ丘町内会 | 4 | 7 |
| ②富岡第二地区連合町内会 | | 30 | 58 |
| 8 | 富岡東部町内会 | 14 | 26 |
| 9 | 富岡中部町内会 | 3 | 6 |
| 10 | 富岡南部町内会 | 7 | 14 |
| 11 | 富岡シーサイドコーポ町内会 | 4 | 8 |
| 12 | 団地とみおか自治会 | 1 | 2 |
| 13 | ツインミューズ富岡自治会 | 1 | 2 |
| ③富岡第三地区連合町内会 | | 43 | 78 |
| 14 | 富岡西部町内会 | 14 | 24 |
| 15 | 富岡北部町内会 | 7 | 13 |
| 16 | 富岡桜ヶ丘町内会 | 9 | 16 |
| 17 | ひかりが丘町内会 | 5 | 10 |
| 18 | 西富岡町内会 | 8 | 15 |
| ④富岡西・能見台地区町内会長連合会 | | 0 | 0 |
| ⑤能見台地区連合町内会 | | 49 | 92 |
| 19 | 能見台一丁目自治会 | 4 | 8 |
| 20 | 能見台二丁目自治会 | 4 | 7 |
| 21 | 能見台3丁目町内会 | 5 | 10 |
| 22 | 能見台五丁目町内会 | 6 | 12 |
| 23 | 能見台六丁目町内会 | 5 | 10 |
| 24 | 市営谷津坂住宅自治会 | 3 | 6 |
| 25 | シティ能見台ふれあいの街町内会 | 6 | 11 |
| 26 | シティ能見台いこいの街町内会 | 3 | 6 |
| 27 | コスモシティ能見台自治会 | 2 | 3 |
| 28 | シティ能見台つどいの街町内会 | 3 | 5 |
| 29 | パークシティ能見台ブロードエア自治会 | 2 | 4 |
| 30 | 能見台4丁目南欧坂町内会 | 1 | 1 |
| 31 | シティ能見台サニーサイドヒル町内会 | 3 | 6 |
| 32 | つどいの街九番館町内会 | 1 | 1 |
| 33 | つどいの街十番館町内会 | 1 | 2 |
| ⑥金沢シーサイドタウン連合自治会 | | 87 | 155 |
| 34 | 金沢シーサイドタウン富岡団地自治会 | 4 | 8 |
| 35 | 金沢第二住宅自治会 | 5 | 7 |
| 36 | 並木第一団地自治会 | 10 | 19 |
| 37 | 金沢住宅自治会 | 3 | 6 |
| 38 | 並木一丁目第一住宅自治会 | 3 | 5 |
| 39 | 並木一丁目第三住宅自治会 | 5 | 10 |
| 40 | 並木一丁目第二団地15街区自治会 | 1 | 2 |
| 41 | 並木一丁目第二住宅自治会 | 3 | 6 |
| 42 | センター自治会 | 1 | 1 |
| 43 | さぎなみ団地第一住宅自治会 | 4 | 7 |
| 44 | ブラウンハイム自治会 | 3 | 4 |
| 45 | 並木一丁目18・23街区自治会 | 2 | 4 |
| 46 | 並木二丁目第一住宅自治会 | 5 | 10 |
| 47 | 並木二丁目第二住宅自治会 | 2 | 4 |
| 48 | 並木二丁目第五住宅自治会 | 2 | 3 |
| 49 | 並木二丁目六街区自治会 | 4 | 7 |

令和2年国勢調査員推薦依頼人数等一覧
【※令和7年度に依頼する人数とは異なります。】

| 通番号 | 自治会町内会名 | R2 | |
|---------------------|---------------|-----------|------------|
| | | 依頼調査員数 | 調査区数 |
| 50 | 並木2丁目3・7街区自治会 | 5 | 10 |
| 51 | 並木二丁目第九住宅自治会 | 3 | 5 |
| 52 | 並木二丁目12街区自治会 | 3 | 6 |
| — | 三菱重工金沢社宅自治会 | 2 | 3 |
| 53 | パークハイツ自治会 | 2 | 3 |
| 54 | マリンハイツ自治会 | 2 | 3 |
| 55 | シーハイム金沢自治会 | 1 | 2 |
| 56 | なぎさ団地自治会 | 4 | 7 |
| 57 | 並木三丁目第一住宅自治会 | 1 | 2 |
| 58 | 並木三丁目第二住宅自治会 | 2 | 3 |
| 59 | 金沢第三住宅自治会 | 3 | 5 |
| — | 並木三丁目さくら自治会 | 1 | 2 |
| 60 | 金沢並木三和プラザ自治会 | 1 | 1 |
| ⑦金沢東部地区連合町内会 | | 42 | 75 |
| 61 | 望洋台町内会 | 2 | 3 |
| 62 | 堀口町内会 | 7 | 13 |
| 63 | 谷津坂東部町内会 | 2 | 3 |
| 64 | 谷津坂南部自治会 | 4 | 8 |
| 65 | 谷津坂西部町内会 | 3 | 6 |
| 66 | 谷津坂北部自治会 | 3 | 5 |
| 67 | 西柴団地自治会 | 18 | 31 |
| 68 | 横濱サウス自治会 | 3 | 6 |
| ⑧金沢中部地区連合町内会 | | 41 | 77 |
| 69 | 片吹団地自治会 | 6 | 12 |
| 70 | 西柴町内会 | 5 | 10 |
| 71 | 東谷津町内会 | 4 | 7 |
| 72 | 谷津町内会 | 16 | 28 |
| 73 | 城山自治会 | 2 | 4 |
| 74 | 泥亀町内会 | 5 | 10 |
| 75 | ハイテラス金沢文庫自治会 | 3 | 6 |
| ⑨金沢南部地区連合町内会 | | 61 | 109 |
| 76 | 寺前西町内会 | 16 | 28 |
| 77 | 寺前東町内会 | 16 | 29 |
| 78 | 柴町内会 | 15 | 26 |
| 79 | 金沢町町内会 | 10 | 18 |
| 80 | マリンシティ金沢文庫自治会 | 4 | 8 |
| ⑩金沢地区連合町内会 | | 78 | 144 |
| — | 大川町内会 | 1 | 1 |
| 81 | 町屋町内会 | 14 | 25 |
| 82 | 平瀧町内会 | 8 | 15 |
| 83 | 平瀧南部町内会 | 7 | 13 |
| 84 | 洲崎町内会 | 9 | 16 |
| 85 | 洲崎東部町内会 | 5 | 10 |
| — | 瀬戸橋住宅自治会 | 1 | 2 |
| 86 | 乙舳町内会 | 8 | 15 |
| 87 | 野島町内会 | 6 | 12 |
| 88 | 泥亀公務員住宅自治会 | 6 | 12 |
| 89 | 金沢八景ハイム自治会 | 2 | 4 |
| — | 金沢中央自治会 | 2 | 3 |
| 90 | 金沢八景パークハイツ自治会 | 1 | 1 |
| 91 | パークシティ金沢八景自治会 | 8 | 15 |
| ⑪六浦東地区町内会連合会 | | 33 | 62 |
| 92 | 高谷町内会 | 4 | 8 |
| 93 | 内川町内会 | 4 | 7 |
| 94 | 瀬ヶ崎東部町内会 | 4 | 8 |

令和2年国勢調査員推薦依頼人数等一覧
【※令和7年度に依頼する人数とは異なります。】

| 通番号 | 自治会町内会名 | R2 | |
|------|----------------------|--------|------|
| | | 依頼調査員数 | 調査区数 |
| 146 | コモア六浦自治会 | 3 | 5 |
| 147 | マイキャッスル八景島アクアシェーナ自治会 | 1 | 1 |
| 148 | グランマーレ横浜・八景島自治会 | 1 | 2 |
| 149 | 市営金沢柴町住宅自治会 | 1 | 2 |
| 150 | サウスウイング金沢自治会 | 1 | 2 |
| 151 | シーブリーズ金沢Ⅲ自治会 | 1 | 2 |
| 152 | 柴団地自治会 | 1 | 1 |
| 153 | レイディアントシティ横濱自治会 | 23 | 38 |
| 154 | 片吹どんぐりの森自治会 | 1 | 1 |
| 155 | 能見台通駅前町内会 | 2 | 3 |
| 156 | 能見台通西町内会 | 9 | 16 |
| 157 | 能見台通東町内会 | 5 | 10 |
| — | シーブリーズ金沢自治会 | 1 | 2 |
| 158 | 能見台サウスヒル自治会 | 9 | 17 |
| 159 | 能見台センターヒル自治会 | 7 | 9 |
| 160 | 金沢文庫公団自治会 | 2 | 3 |
| 161 | 新明自治会 | 0 | 0 |
| 162 | 能見台シティタワー自治会 | 3 | 3 |
| — | 長浜町内会 | 1 | 1 |
| 163 | 鳥浜自治会 | 8 | 13 |
| 164 | 東片吹団地自治会 | 1 | 1 |
| 金沢区計 | | 908 | 1637 |

別紙

(案)

3月配送ルートで各自治会・町内会あてお送りいたします。

金 総 第 号
令和 7 年 月 日

〇〇自治会・町内会 会長 様

令和 7 年国勢調査 調査員推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 推薦依頼数

・調査区数 _____ 調査区分 (調査区域は別添(3)調査区地図を御覧ください)

・調査員数 _____ 人 (内訳 2 調査区分を御担当いただく調査員 _____ 人
1 調査区分を御担当いただく調査員 _____ 人)

2 提出書類及び期限

(1) 提出書類

別添(2)「調査員推薦名簿」及び調査員になられる方全員分の別添(5)「国勢調査調査員就任承諾書」を御提出ください。

(2) 提出期限

4月25日(金) ※同封の返信用封筒にて御返送ください。

3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- (1) 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- (2) 原則として 20 歳以上の方 (令和 7 年 9 月 1 日時点)
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

裏面有り

令和2年国勢調査員推薦依頼人数等一覧
【※令和7年度に依頼する人数とは異なります。】

| 通番号 | 自治会町内会名 | R2 | |
|---------------------|-------------------|------------|------------|
| | | 依頼調査員数 | 調査区数 |
| 95 | 瀬ヶ崎西部町内会 | 7 | 14 |
| 96 | 防衛省室の木自治会 | 1 | 2 |
| 97 | 室の木ハイム自治会 | 1 | 2 |
| 98 | 瀬ヶ崎台自治会 | 4 | 7 |
| 99 | 室の木第一合同宿舎自治会 | 2 | 4 |
| 100 | 和田山自治会 | 6 | 10 |
| ⑫六浦地区連合町内会 | | 64 | 117 |
| 101 | 瀬戸町内会 | 8 | 15 |
| 102 | 塩場町内会 | 4 | 7 |
| 103 | 六浦南町内会 | 2 | 4 |
| 104 | 六浦睦町内会 | 38 | 68 |
| 105 | 柳町町内会 | 9 | 17 |
| 106 | 金沢八景東町内会 | 2 | 4 |
| 107 | アネックス自治会 | 1 | 2 |
| ⑬六浦西地区町内会連合会 | | 130 | 230 |
| 108 | 川町内会 | 10 | 18 |
| 109 | 東川町内会 | 2 | 3 |
| 110 | 南川町内会 | 13 | 23 |
| 111 | 谷戸田西六浦友和会 | 1 | 1 |
| 112 | 大道町内会 | 13 | 23 |
| 113 | 西大道町内会 | 7 | 13 |
| 114 | 三艘町内会 | 11 | 19 |
| 115 | 月抜町内会 | 3 | 5 |
| 116 | 高舟台自治会 | 15 | 29 |
| 117 | 六浦荘団地自治会 | 2 | 3 |
| 118 | 六浦台団地自治会 | 2 | 4 |
| 119 | 朝比奈町内会 | 4 | 7 |
| 120 | 湘南六浦自治会 | 6 | 11 |
| 121 | 湘南八景自治会 | 23 | 40 |
| 122 | 六浦ハイタウン町内会 | 4 | 8 |
| 123 | 六浦高宗台自治会 | 3 | 6 |
| 124 | ライオンズマンション金沢八景自治会 | 2 | 3 |
| 125 | 初穂六浦自治会 | 1 | 1 |
| 126 | エステ・シティ湘南六浦自治会 | 8 | 13 |
| ⑭釜利谷地区連合町内会 | | 125 | 231 |
| 127 | 赤井町内会 | 10 | 20 |
| 128 | 御仲井赤坂町内会 | 9 | 17 |
| 129 | 宿町内会 | 5 | 10 |
| 130 | 宮ヶ谷町内会 | 8 | 15 |
| 131 | 北谷町内会 | 2 | 4 |
| 132 | 坂本町内会 | 17 | 29 |
| 133 | 白山道町内会 | 12 | 21 |
| 134 | 赤井北部町内会 | 3 | 6 |
| 135 | 小泉町内会 | 8 | 15 |
| 136 | 夏山町内会 | 13 | 24 |
| 137 | 阿王ヶ台自治会 | 4 | 8 |
| 138 | 夏山東町内会 | 5 | 9 |
| 139 | 山の手自治会 | 5 | 7 |
| 140 | 関ヶ谷自治会 | 11 | 22 |
| 141 | 金沢文庫パークタウン自治会 | 7 | 13 |
| 142 | ニューライフ金沢文庫自治会 | 6 | 11 |
| 地区連合町内会未加入団体 | | 86 | 139 |
| 143 | ナイスステージ湘南富岡自治会 | 1 | 1 |
| 144 | ウッドパーク金沢文庫自治会 | 3 | 5 |
| 145 | パークハイム金沢文庫自治会 | 1 | 1 |

4 調査員報酬

- ・ 1 調査区で 42,000 円程度（前回実績）
- ・ 2 調査区で 78,000 円程度（前回実績）

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

5 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

※任命期間中、国勢調査員の身分は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員となります。

6 調査員推薦後の事務日程（予定）

| | |
|---------------|--------------------------|
| 4月25日 | 調査員推薦期限 |
| 9月上旬 ～ 9月中旬 | 調査員説明会への出席 ※1 |
| 説明会后 ～ 9月19日 | 担当調査区の範囲確認、調査書類配布準備等 |
| 9月20日 ～ 9月30日 | 『インターネット回答依頼書』及び調査票の世帯配布 |
| 10月1日 ～ 10月3日 | 『回答確認リーフレット』の世帯配布 |
| 10月1日 ～ 10月8日 | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| 10月中旬 ～ 10月下旬 | 調査書類の提出、調査票未提出世帯への督促 ※1 |

※1 区役所から指定させていただきます。

7 前回の国勢調査との主な変更点 ※調査員の方の事務にかかるもの

- (1) 調査書類の配布期間に土日が2回含まれているため、調査活動がしやすくなっています。
- (2) 前回調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触の調査方法となりましたが、今回調査では従来の対面（※）にすることが総務省から示されています。
- (3) 世帯と面接することが困難と見込まれる場合、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布できるようになります。

※ 平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

8 その他

- (1) 令和7年国勢調査の調査区は、概ね国の定めたルールに基づいて設定しております。従って、調査区の境界線と自治会・町内会の範囲は必ずしも一致しておりません。一部の地域では、ご担当いただく調査区が他の自治会・町内会の範囲にまたがる場合もございますので、予めご了承ください。
- (2) ご担当いただく調査区によって、世帯数にばらつきがございますので、予めご了承ください。

9 添付書類

| | |
|--------------------------|------------------------------------|
| 別添(1) 調査員推薦事務の流れ | 自治会・町内会長が推薦にあたり使用する書類 (1部ずつ) |
| 別添(2) 令和7年国勢調査 調査員推薦名簿 | |
| 別添(3) 調査区地図 | |
| 返信用封筒 (切手貼付) | |
| 別添(4) 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い | 調査員に推薦する方にお渡しいただく書類 (調査員数+予備1部) |
| 別添(5) 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書 | |
| 承諾書用封筒 | |

問合せ 金沢区役所総務課統計選挙係
電話：788-7712~3
FAX：786-0934

(案)
3月配送ルートで各自治会・町内会あてお送りいたします。

別添(1)

調査員推薦事務の流れ

1 関係書類の枚数のご確認をお願いいたします。

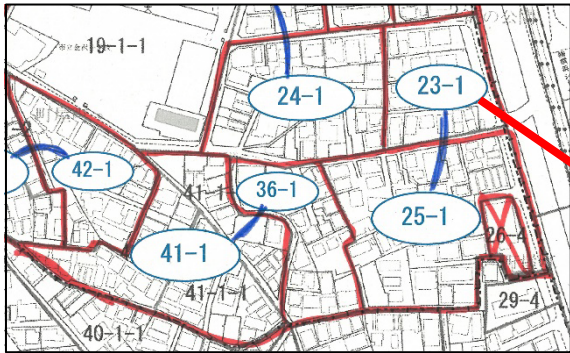
| | |
|-------------------------|------------------------------------|
| 令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い | 自治会・町内会長が推薦にあたり使用する書類 (1部ずつ) |
| 別添(1)調査員推薦事務の流れ | |
| 別添(2)令和7年国勢調査 調査員推薦名簿 | |
| 別添(3)調査区地図 | |
| 返信用封筒 (切手貼付) | 調査員に推薦する方にお渡しいただく書類 (調査員数+予備1部) |
| 別添(4)令和7年国勢調査 調査員就任のお願い | |
| 別添(5)令和7年国勢調査 調査員就任承諾書 | |
| 承諾書用封筒 | |

2 「令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い」(金総 号)の「1 推薦依頼数」及び別添(3)「調査区地図」に基づいて、調査員になられる方及び担当する調査区をお決めいただき、別添(2)「令和7年国勢調査 調査員推薦名簿」のご作成をお願いいたします。

(イメージ)

横浜太郎さんが、2調査区(23-1、25-1)を担当する場合

別添(3)調査区地図



別添(2)令和7年国勢調査 調査員推薦名簿

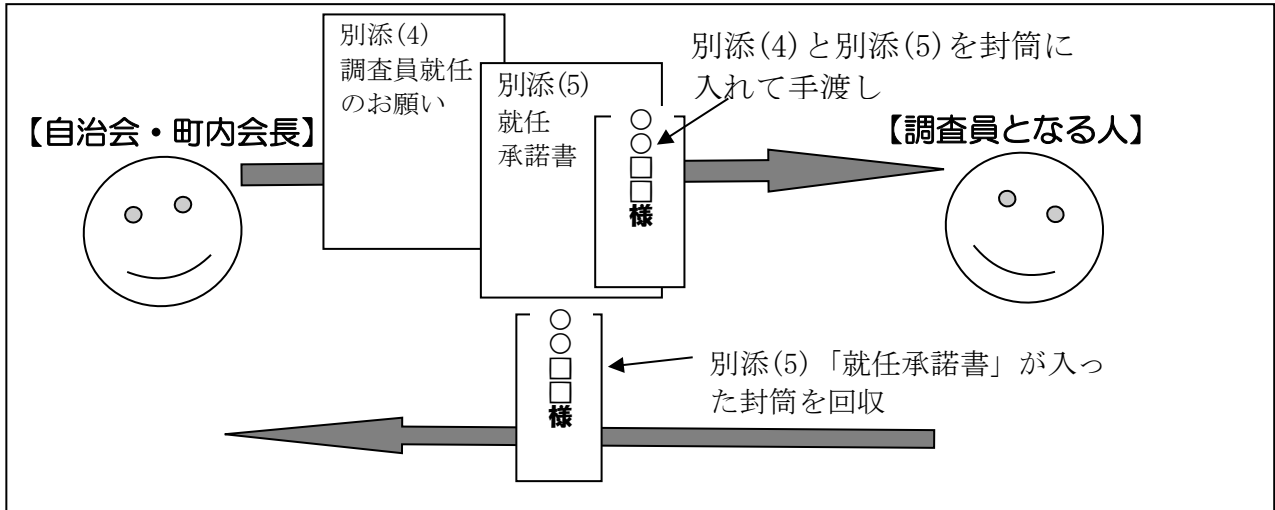
| 令和7年国勢調査調査員推薦名簿 | | 081 | |
|-----------------|------|---------|--------------|
| | | 2枚の内1枚目 | |
| 自治会・町内会名 ○○町内会 | | | |
| 調査区番号 | 世帯概数 | 調査員氏名 | 備考 |
| 23-1 | 44 | 横浜 太郎 | } 2調査区を1名で担当 |
| 25-1 | 67 | | |
| 36-1 | 47 | 神奈川 はなこ | } 2調査区を1名で担当 |
| 41-1 | 90 | | |

番号が青線につながれている場合、その2調査区を1人の調査員が担当します。

3 別添(4)「令和7年国勢調査 調査員就任のお願い」及び別添(5)「令和7年国勢調査 調査員就任承諾書」を承諾書用封筒に入れて、調査員になられる方ご本人へお配りいただきます。その際、別添(5)「令和7年国勢調査 調査員就任承諾書」の自治会・町内会名欄及び担当する調査区番号欄を記入したうえでお配りください。

裏面有り

(イメージ)



- 4 別添(2)「令和7年国勢調査 調査員推薦名簿」及び回収した調査員になられる方全員分の別添(5)「令和7年国勢調査 調査員就任承諾書」を返信用封筒(切手貼付)に入れて、**4月25日(金)までに**金沢区役所総務課統計選挙係あてご返送ください。なお、「令和7年国勢調査 調査員就任承諾書」が封をされて提出された場合は、開けずにそのまま返信用封筒に入れてお送りください。

令和7年国勢調査調査員推薦名簿

1枚の内1枚目

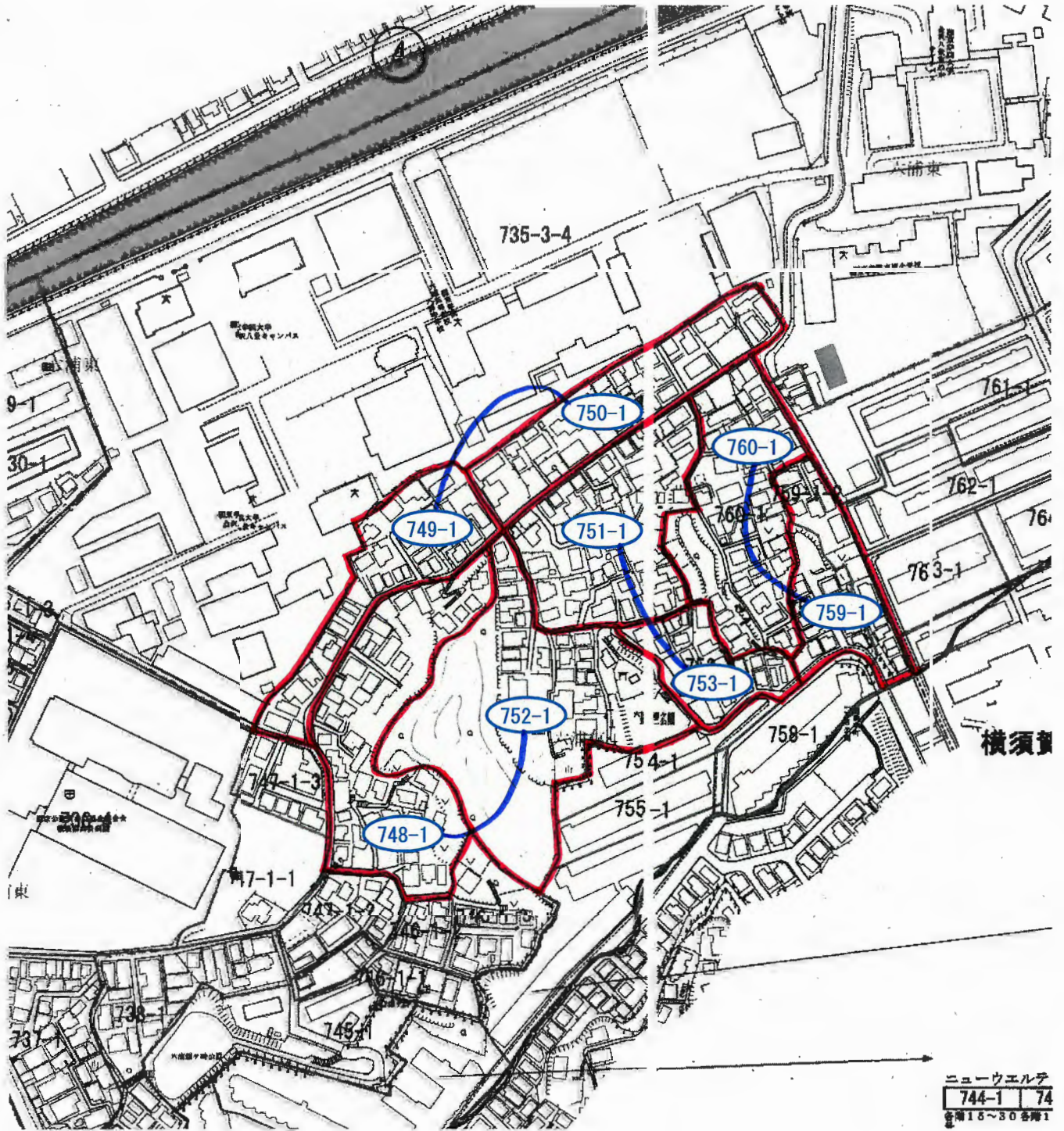
自治会・町内会名

〇〇町内会

| | 調査区番号 | 世帯概数 | 調査員氏名 | 備考 |
|----|-------|------|-------|------------------|
| 1 | 〇〇〇-〇 | 〇〇 | | } 2調査区を 1名で担当 |
| 2 | 〇〇〇-〇 | 〇〇 | | |
| 3 | 〇〇〇-〇 | 〇〇 | | } 2調査区を 1名で担当 |
| 4 | 〇〇〇-〇 | 〇〇 | | |
| 5 | 〇〇〇-〇 | 〇〇 | | |
| 6 | 〇〇〇-〇 | 〇〇 | | } 2調査区を 1名で担当 |
| 7 | 〇〇〇-〇 | 〇〇 | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |

3月配送ルートで各自治会・町内会あてお送りいたします。

町内会



ニューウエルテ

| | |
|-------|----|
| 744-1 | 74 |
|-------|----|

 各層16~30各階1

赤線で担当調査区及び個々の調査区の区域を示しています。
 青字の番号 (**00-1**) が、調査区番号です。
 ※ 赤字で×がついている場合、そこは担当外の調査区域です。

(案)

3月配送ルートで各自治会・町内会あてお送りいたします。

別添(4)

令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- | | |
|-------------------|--|
| ① 9月上旬～9月中旬 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会后～9月19日(金) | 調査区域の世帯の居住状況確認 |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | インターネット回答用ID及び調査票の配布 |
| ④ 10月1日(水)～3日(金) | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水) | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10月中旬～下旬 | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促 ※区役所から指定された日 |

《インターネット回答用ID及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法(※)にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯と面接することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。

御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただき、国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年3月

問合せ先 金沢区役所総務課統計選挙係 電話788-7712~3

(案)
3月配送ルートで各自治会・町内会あてお送りいたします。

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

別添(5)

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

| | | |
|--|-------------------|-----|
| ふりがな | | 性別 |
| 氏名 | | 男・女 |
| 住所 | 横浜市 区 | |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日生 (歳) | |
| 連絡先 ※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。 | 電話(自宅) | — — |
| | ※FAX | — — |
| | ※携帯 | — — |
| 自治会・町内会名 | ※会長記入欄 | |
| 担当する調査区番号 | ※会長記入欄 | |
| 国勢調査員経験の有無 | 有 (回) ・ 無 | |

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません

<国勢調査に関する調査員事務説明会について>

9月上～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。(複数回答可)

平日昼間 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

<横浜市職員(再任用職員及び会計年度任用職員を含む)として従事している方へ>

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

| | | |
|----|----------------|---|
| 所属 | 局・区 (職員番号) | 課 |
|----|----------------|---|

<<調査員の就任要件>>

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、
- ②原則20歳以上の方(令和7年9月1日時点)、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、
- ④選挙・警察に直接関係のない方、
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

国勢調査の活用事例

調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されます。

また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用や、学術・研究機関における研究のための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

1. 各種法令に基づく利用

- 〈衆議院議員選挙区画定審議会設置法〉衆議院の小選挙区の改定
- 〈地方自治法〉地方自治法で用いる人口として規定
- 〈地方交付税法〉地方交付税の算定に利用
- その他
 - ・公職選挙法
 - ・過疎地域自立促進特別措置法
 - ・地方税法
 - ・政党助成法
 - ・都市計画法施行令
 - ・災害対策基本法施行令
 - ・交通安全対策特別交付金等に関する政令
 - など

選挙や税制にも関係があるんです!



2. 行政上の施策への利用

- 少子高齢社会関連
 - ・子育て支援のための施策
 - ・高齢者福祉施策
- 防災関連
 - ・防災計画の策定
 - ・災害復興計画の策定
 - ・被害予測
 - ・被害予測システムの開発
- 地域活性化関連
 - ・都市再生プロジェクト推進事業
 - ・都市交通計画

子育て支援にも利用されているのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、正確なデータが必要なんです!



3. 公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口、世帯数の推計
- 生命表の作成
- 世帯を対象とする他の統計調査の標本設計

4. 学術研究・企業等での活用

- 学術研究
 - ・人口学
 - ・地理学
 - ・経済学
 - ・社会学
- 企業等での活用
 - ・電力需要などの各種需要把握
 - ・商品開発やサービスの需要予測

新しくコンビニをつくる時にも、データを活用しています!



はじまります! 国勢調査

インターネット回答でかんたん便利に!



調査期日

2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査 2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



全員参加！
日本の一大
プロジェクト！



2025年、 国勢調査を実施します。

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。
日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。
正確な調査のために、令和7年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

— 調査へのご協力をお願い —

国勢調査は非常勤の国家公務員である「国勢調査員」が世帯を訪問する方法で行われます。
調査を進める上で最大のポイントは、すべての人と世帯を漏れなく、重複なく調査することです。

国勢調査を正確かつ円滑に実施するために、
関係機関・団体のみならずそれぞれのご協力が必要不可欠です。
調査へのご協力をよろしく申し上げます。



福祉関係・病院関係

社会福祉施設・病院関係者の
方々の調査員としての協力



外国人関係団体・在留外国人 支援団体・青年関係団体

日本に住む外国人の方も対象
であることや調査実施の周知



経済界・労働界

企業等を通じた社員や
職員への調査実施の周知



報道関係団体

日本に住むすべての人に
調査の実施及び重要性を周知



教育関係団体

学校等を通じた学生への調査
実施の周知、学生寮・寄宿舎等
の円滑な調査実施への協力



研究機関・ シンクタンク関係団体

調査の意義や重要性について、
有識者やオピニオンリーダー
からの有効な発信

上記以外の団体のみならず

国勢調査は日本で最も重要な統計調査であることや調査実施の周知

5年に一度の
とても大切な調査です！



令和7年国勢調査の概要

調査の期日

調査は、令和7年10月1日現在で実施します。

調査の対象

令和7年10月1日現在、日本に住むすべての人と
世帯(外国人の方も含む)を対象とします。

調査事項

<世帯員について>

「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、
「従業地又は通学地」など

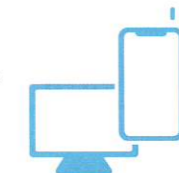
<世帯について>

「世帯員の数」、「住居の種類」など

調査の流れ

調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布した後、
インターネット回答のほか、調査票を郵送又は調査員に
提出する方法により回答を行います。

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



調査は、下の図に示す流れで実施します。



※国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
※一部の地域では、調査員事務を受託した事業者が調査を実施します。

金沢区地区連合自治会町内会会長 様
金沢区自治会町内会会長 様

金沢区福祉保健課長

令和7年民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和6年12月1日付委嘱の民生委員・児童委員の選任につきまして、ご協力いただきありがとうございました。

令和7年は、7月に欠員補充を行い、12月に任期満了に伴う、3年に一度の一斉改選を行います。つきましては、欠員がある自治会町内会におかれましては、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長のご協力をお願いいたします。

また、候補者の方にご依頼する際の参考として、PR用チラシをあわせてご活用ください。

なお、7月につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は一斉改選（令和7年11月30日）までとなります。

1 令和7年7月1日付委嘱

- (1) 推薦依頼 2月下旬
- (2) 推薦準備会開催 3月から4月
- (3) 推薦関係書類提出期限 4月21日(月)

担当 金沢区役所福祉保健課
池村、山木、中村
電話 788-7820 FAX 784-4600

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】 該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

| | 自治会町内会 | | 地区連合町内会 | |
|----------------|---|-------------------|--|-------------------|
| 推薦の対象 | 民生委員・児童委員 | | 主任児童委員 | |
| 推薦人の選任 | ・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。 | | ・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。 | |
| 推薦準備会の開催 | ・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。 | | ・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。 | |
| 推薦準備会の開催時期 | 欠員補充・増員 | 一斉改選 | 欠員補充・増員 | 一斉改選 |
| | 令和 7 年 3 月～4 月 | 令和 7 年 6 月～8 月 | 令和 7 年 3 月～4 月 | 令和 7 年 6 月～8 月 |
| 書類の作成 区への提出 | ・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。 | | | |

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

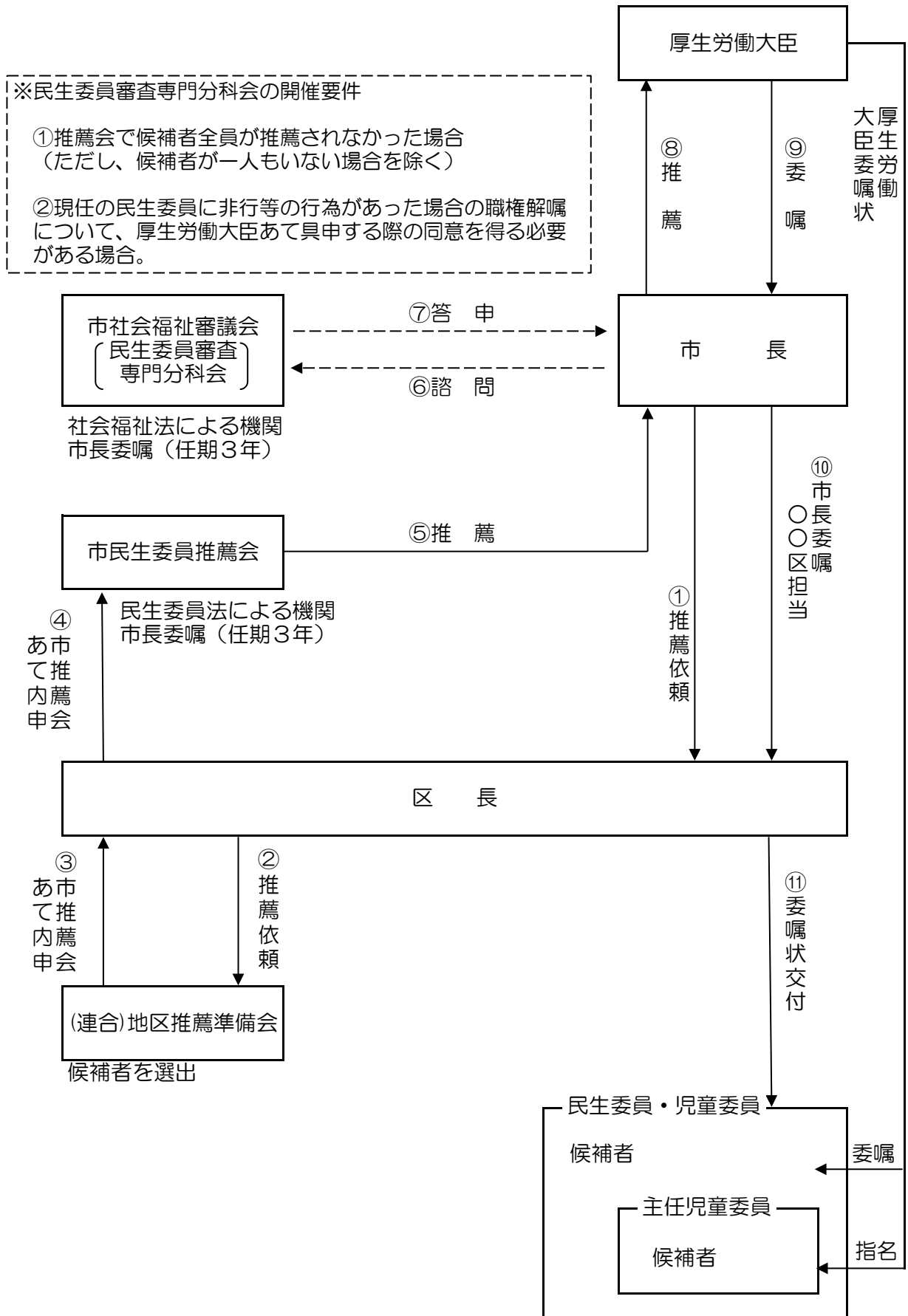
- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メー ル：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

| | | 令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱 | 令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱 |
|------|----|--|--|
| | | ①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで | ①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで |
| 2 月 | 上旬 | 市連会協力依頼 区連会協力依頼 | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 3 月 | 上旬 | 連合・地区へ推薦依頼 | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 4 月 | 上旬 | 連合・地区推薦準備会開催 | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 5 月 | 上旬 | 区より市推薦会に候補者内申 | 市連会協力依頼 区連会協力依頼 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 6 月 | 上旬 | 市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦 | 連合・地区へ推薦依頼 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 7 月 | 上旬 | 令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱 | 連合・地区推薦準備会開催 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 8 月 | 上旬 | | 区より市推薦会に候補者内申 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 9 月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 10 月 | 上旬 | | 市推薦会、市審査会開催 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 11 月 | 上旬 | | 厚生労働大臣あて推薦 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 12 月 | 上旬 | | 令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 9,500 円（令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

| | 民生委員・児童委員 | 主任児童委員 |
|--------------------------------------|--|---|
| 1. 資格要件 | <p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 | |
| ①適任者 | | |
| ②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日 | | |
| ③居住要件 | <p>原則、担当地域内に居住する方</p> | |
| 2. 任期 | <p>3年 令和7年(2025)年11月30日まで</p> | |
| 3. 推薦主体 | 地区推薦準備会 | 連合地区推薦準備会 |
| ①設置の単位 | 主に自治会町内会を単位とします。 | 主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。) |
| ②構成 | 推薦人5～10人 | 推薦人5～10人 |
| ③構成員 (推薦人) | 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。 | 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。 |
| | <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p> | |

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

| 計 | 民生委員・児童委員 | | | | 主任児童委員 | | | | 合計 | | | |
|-------|--------------|-----|-------|-------|------------|-----|-----|-----|--------------|-----|-------|--------------|
| | 定数 | 現員数 | | | 定数 | 現員数 | | | 定数 | 現員数 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | | 男 | 女 | 計 | | 男 | 女 | 計 |
| | 4,214 | 886 | 3,037 | 3,923 | 530 | 22 | 459 | 481 | 4,744 | 908 | 3,496 | 4,404 |
| 鶴見区 | 305 | 83 | 218 | 301 | 34 | 7 | 27 | 34 | 339 | 90 | 245 | 335 |
| 神奈川区 | 282 | 48 | 209 | 257 | 36 | 1 | 33 | 34 | 318 | 49 | 242 | 291 |
| 西区 | 124 | 26 | 86 | 112 | 12 | 2 | 10 | 12 | 136 | 28 | 96 | 124 |
| 中区 | 169 | 32 | 125 | 157 | 26 | 2 | 20 | 22 | 195 | 34 | 145 | 179 |
| 南区 | 247 | 64 | 163 | 227 | 33 | 0 | 32 | 32 | 280 | 64 | 195 | 259 |
| 港南区 | 261 | 42 | 201 | 243 | 30 | 1 | 27 | 28 | 291 | 43 | 228 | 271 |
| 保土ヶ谷区 | 253 | 43 | 187 | 230 | 46 | 1 | 43 | 44 | 299 | 44 | 230 | 274 |
| 旭区 | 293 | 47 | 212 | 259 | 40 | 2 | 30 | 32 | 333 | 49 | 242 | 291 |
| 磯子区 | 217 | 42 | 153 | 195 | 20 | 1 | 14 | 15 | 237 | 43 | 167 | 210 |
| 金沢区 | 249 | 36 | 180 | 216 | 32 | 0 | 29 | 29 | 281 | 36 | 209 | 245 |
| 港北区 | 375 | 85 | 269 | 354 | 46 | 1 | 45 | 46 | 421 | 86 | 314 | 400 |
| 緑区 | 204 | 38 | 160 | 198 | 23 | 0 | 21 | 21 | 227 | 38 | 181 | 219 |
| 青葉区 | 298 | 45 | 238 | 283 | 32 | 0 | 30 | 30 | 330 | 45 | 268 | 313 |
| 都筑区 | 168 | 48 | 107 | 155 | 20 | 3 | 15 | 18 | 188 | 51 | 122 | 173 |
| 戸塚区 | 305 | 73 | 220 | 293 | 38 | 0 | 35 | 35 | 343 | 73 | 255 | 328 |
| 栄区 | 149 | 39 | 101 | 140 | 14 | 0 | 14 | 14 | 163 | 39 | 115 | 154 |
| 泉区 | 168 | 55 | 102 | 157 | 24 | 1 | 21 | 22 | 192 | 56 | 123 | 179 |
| 瀬谷区 | 147 | 40 | 106 | 146 | 24 | 0 | 13 | 13 | 171 | 40 | 119 | 159 |

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 9,500 円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当:金沢区役所福祉保健課運営企画係

連絡先:788-7820 メール:kz-minjikyo@city.yokohama.lg.jp

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

| 現行 | 変更後 |
|---|--|
| <p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p> | <p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p> |

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

「民生委員・児童委員」として 一緒に活動してみませんか



～支えあう 住みよい社会 地域から～

担当する地域の中で、守秘義務を守りながら、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育てに関することを主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。

【日ごろの活動は・・・】

- ・見守り 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け。
- ・相談・情報提供 困りごとの相談に乗り、利用できる福祉サービス情報を案内します。
- ・地域のつなぎ役 必要に応じて区役所や地域ケアプラザなど地域の専門機関につなぎます。
- ・交流の場づくり 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポート、自治会町内会の行事のお手伝いなどに携わっています。



■次のようなご相談等は、民生委員・児童委員の役割ではありません。

身の回りの世話をしてほしい / 子どもを預かってほしい

救急車に同乗してほしい / お金を貸してほしい / 保証人になってほしい

民生委員・児童委員さんの声



一人暮らしの高齢者宅へ、様子をうかがうために訪問しています。「訪問してくれるのが楽しみ。」とあっていただき、私自身も嬉しい気持ちになりました。

民生委員・児童委員の活動を始めてから、地域の行事にも参加するようになりました。近所の子どもたちからも近頃あいさつされるようになり、やりがいを感じています。



地方に住んでいる息子さんから「一人暮らしの母のことが心配なので時々声掛けをしてほしい」と相談がありました。できる範囲ではありますが、少しは社会の役に立っているかなって感じています。

【区内の人数】

・民生委員・児童委員 約240人 / 主任児童委員 約30人

【年齢要件】

・民生委員・児童委員：新任、再任・元職74歳まで
・主任児童委員：新任58歳まで、再任・元職64歳まで

【居住要件】

・原則、担当地域内に居住する方

【任期】

・1期3年（再任可能）

【推薦について】

・民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。選出にあたっては、自治会・町内会などからの推薦が必要になります。

金沢区民生委員・児童委員については

金沢区役所 福祉保健課

TEL 788-7820 FAX 784-4600



民生委員・児童委員キャラクター
よこはまミンジー